

申請概要資料

申請施設名称		株式会社 サニタリー 汚泥の脱水施設	許可受付 年月日番号	平成20年11月28日 第63号
申請者住所氏名		鹿児島市東谷山五丁目20番11番 株式会社 サニタリー 代表取締役 池本 宗隆		
申請地 の概要	地名地番	鹿児島市谷山港三丁目4番21		
	用途地域	工業専用地域		
	防火地域等	防火地域指定なし		
	敷地面積	18,000m ²		
工作物 等の概要	用途	汚泥の脱水施設（産業廃棄物処理施設）		
	工事種別	新設		
		申請部分	申請以外の部分	合計
	工作物の延べ面積	17,975m ²	0m ²	17,975m ²
	工作物の数	5	0	5
	建築物の数	0	0	0
	備考	1. 脱水された汚泥は、他社堆肥化施設に搬出し、堆肥化を行う。 2. 脱水施設の設備としては、沈砂槽、原水槽、貯留槽がある。 3. 許可の対象となる工作物は、脱水機5台（処理能力180m ³ ）である。		
適用条項	建築基準法第51条ただし書き			
申請理由 (申請理由書より)	弊社は、昭和30年10月に創業し、「エコロジーとの調和」人と環境のいい関係を創造するため、廃棄物を最小限に抑えること、廃棄物のリサイクルを含めて地球にやさしいカタチで処理することをモットーとし、廃棄物処理業務やし尿処理施設等の清掃業務を行っており、県内に4つの事業所を擁しています。 今回の申請地に平成11年に開設した、リファイナリーセンターは、循環型社会形成推進基本法の考え方に基づき、廃棄物の再利用へつなげるために、主に県内の酒造会社、食品工場、畜産業者等から排出される汚泥、廃油等といった廃棄物の中間処理を行い、有機肥料や工業原料などのリサイクル品の精製、販売をおこなっている事業所です。 今回増設する脱水施設は、主にでん粉汚泥を堆肥化するための脱水処理を行うものです。汚泥発生源であるでんぶん工場については、農家の高齢化により、原料用いもの確保量が低下しているのに対してその数が多過ぎ、工場の操業率が著しく低下している状況のため、国では、でんぶん工場の適正な配置を推進しており、平成18年より鹿児島県主導で県内でも再編が進められています。また、国は、これを推進するため補助制度を創設しており、再編により廃業するでん粉工場に存在する汚泥は、平成21年以内に処理を行えばこの補助制度を活用することができます。このような状況から、現在28.8m ³ /日である脱水施設の処理能力を180.0m ³ /日まで変更し、これら再編に伴う業務の受注ができるよう今回計画したものです。 このため、汚泥の脱水施設の処理能力が30m ³ /日を超えることとなり、それに伴って建築基準法第51条ただし書きの許可が必要となりました。 この脱水施設増設や増設に伴う運搬車両の増加による、大気汚染、悪臭、騒音、振動などにつきましては、事前に生活環境影響調査を実施し、周辺地域への影響は少ないことを確認しています。また、脱水後の堆肥化は他社に搬出する予定です。 以上のとおりですので、今回、産業廃棄物の中間処理施設である汚泥の脱水施設を当社事業所に設置するにあたり建築基準法第88条第2項において準用する、法第51条ただし書きの規定による許可を申請いたします。			

産業廃棄物処理施設の用途に供する工作物の敷地の位置について

N
凡例

記号	権利者	敷地の位置
赤色	一般地主	一般地道
青色	河川管理者	海河川
黄色	所有者	主な公共施設

